



令和4年度スタート：改正社会福祉法に基づく市町村任意事業

まったく新しいことを始めるのではなく
これまでの取り組みの蓄積と国の新規事業のマッチング

川上村のこれまでのあゆみと強み

川上村重層的支援体制整備事業

奈良県吉野郡川上村
人口：1,267人 (R05.4.1)
世帯数：757世帯
高齢化率：57.4%

地域に「出向く」
ことによる気付き

アウトリーチを
通じた継続的
支援事業
(法第106条の4
第2項第4号)

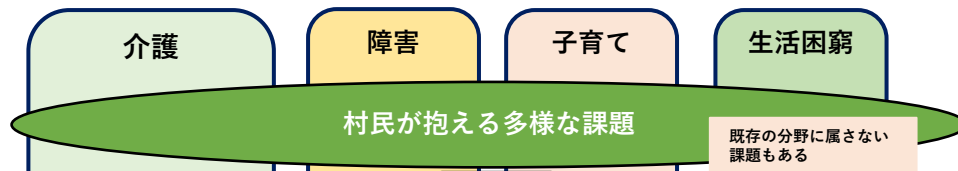
地域に出向く取り組み

コミュニティ
ナースの配置

かわかみらいふ
移動スーパーとの協働

おてったいさん

行き届く行政



各相談支援機関が属性を問わず相談を受け止め

包括的相談支援事業 (法第106条の4第1項) 断らない相談支援

医療・福祉・行政の
多職種チームで対応
できる体制づくり

地域包括
支援
センター
の運営

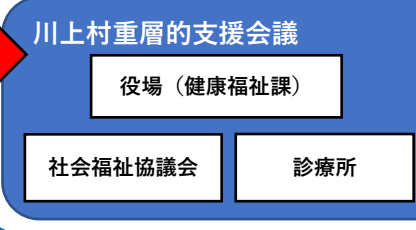
障害者
相談支援
事業

利用者
支援事業

福祉事務所
未設置町村
相談事業

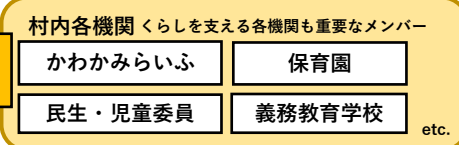
複合的・複雑化した
課題

多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号) 事務局 = 健康福祉課 複雑化した課題に対応する多様な支援機関の協議体



担当者等を通じた
情報の共有

必要に応じ招致



参加支援事業
(法第106条の4第2項第2号)

コミュニティ
ソーシャルワーカーの配置

支援が必要な人と「社会参加の場」のマッチング

地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号) 「社会参加の場」の提供

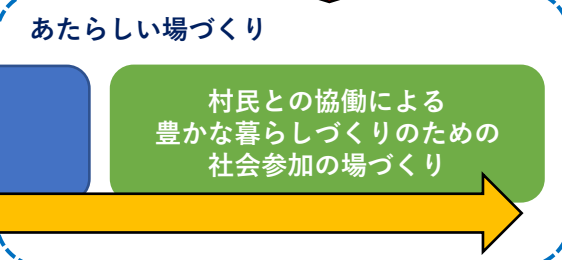
地域介護
予防活動
支援事業

生活支援
体制
整備事業

地域活動
センター
事業

子育て支援センター
地域子育て
支援拠点
事業

緊急通報システム
生活困窮者等支援のための
地域づくり事業



各活動の場がそれぞれの垣根を越えながら、社会参加の場を広く開拓

- H25 地域ベースの「おてったいさん」制度スタート
 - ・「生活現場 (= 地域) へ行き届ける」という首長の強い意志
 - ・役場全職員を部署横断で集落へ割り当て
 - H27 共生型の地域ケア会議スタート
 - ・介護保険法による地域包括支援センターを属性を問わない共生型で運営
 - ・同法によるケア会議に保健医療福祉の全分野担当が参加
 - H28 かわかみらいふ設置・コミュニティナース配置
 - ・かわかみらいふによる移動スーパー、個別配達
 - ・コミュニティナースの配置
 - どちらも地域をベースにしており、属性を問わないサービス、支援を展開
- 重層的支援体制に容易に移行できる土壌が整う
コミュニティナースの配置により、福祉だけでなく医療分野をも一体的に運営できる
- R03 移行準備事業開始
 - ・コミュニティナースの増員
 - ・有資格のソーシャルワーカーを配置し
 - ①住民の地域福祉活動を支援
 - ②多機関協働をコーディネート
 - ・チームによるケース対応の経験を重ね、スタッフの力量を底上げ
 - R04 重層的支援体制整備事業へ移行 (奈良県初)